

**イベント広場を
ご利用ください**

利用を希望される方は、利用しようとする日の一年前から前日までに「利用許可申請書」により申し込んでください。利用は無料です。役場二階六番窓口都市計画課で受け付けています。商工会を中心とした活動や地域のイベントなどふれあいの場としてご活用ください。

▼問合せ 都市計画課地域振興係 ☎28・2463

**インターネット接続回線の
契約には注意が必要です**

インターネット接続回線に関する相談件数は、ここ数年増加傾向にあります。販売形態別では電話勧誘が最も多く、次いで訪問販売となっています。「他社に乗り換えようとしたら高額な解約料を請求され、納得できない」「解約したはずなのに料金を請求された」などの相談が寄せられています。

契約の前にサービスの内容、料金、契約の相手方、解約条件などについて十分確認し、よく理解した上で契約してください。また、通信回線の契約には、電気通信事業法が適用されます。たとえ訪問販売、電話勧誘販売であっても特定商取引法のクーリングオフの対象になりませんので、ご注意ください。トラブルが生じた場合は、町の消費生活相談窓口または中央県民生活プラ

ザに相談してください。

▼問合せ 都市計画課地域振興係 ☎28・2463 中央県民生活プラザ消費生活相談専用ダイヤル ☎052・962・0999

**浄化槽の維持管理を
徹底してください**

家庭からの排水は、公共下水道に流したり、浄化槽で処理して排水してします。浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにするため、適正な維持管理を行わないと浄化槽の機能が低下したり、悪臭の発生などの原因となります。

浄化槽を使う全ての人は、維持管理として、次のことが法律で義務付けられています。次のことを守って適正に浄化槽を管理してください。

○法定検査

浄化槽は、法定検査を受けることが義務付けられています。法定検査は、県知事が指定した次の検査機関のみ行うことができます▼愛知県浄化槽協会 ☎052・481・7160

○清掃

毎年一回は槽内にたまった汚泥、異物などを抜き出し、機器を洗浄・清掃してください。作業は、町で許可を受けた次の事業者にのみ委託できます▼許可事業者 豊衛工業株 ☎28・0524

▼問合せ 建設課環境・安全係 ☎28・0916

**緑の休暇村制度を
ご利用ください**

知多半島南部の南知多町や美浜町の観光協会に登録されている宿泊施設、長野県阿智村や王滝村のキャンプ場などを町民が利用する場合、料金の一部を補助しています。施設や補助金額など詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▼利用方法 ①利用施設に直接電話のうえ、予約してください(旅行会社を

**4/1 供用施設の利用を
有料化します**

学習等供用施設(東部・新栄・富士)の利用を、四月一日以降の利用分から有料化します。施設の維持管理には光熱水費などの経費がかかっています。利用者の方々にもこの経

費の一部をご負担いただくものです。自治会や地区子ども会等の利用の場合、利用料金の減額・免除の制度を設けています。

▼問合せ 社会教育センター ☎28・5335

利用料金表

利用区分		1時間当たりの 利用料金(円)	
東部学習等供用施設	1階	会議室1	100
		会議室2	100
	2階	休養室	200
新栄学習等供用施設	1階	集会室	200
		休養室	100
		学習室	100
		会議室	100
富士学習等供用施設	1階	集会室	200
		会議室	100